

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成 26 年 7 月 25 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）栗東計画 栗東市安養寺八丁目 502 番 1 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
マックスバリュ中部株式会社 愛知県名古屋市中区錦一丁目 18 番 22 号 代表取締役 鈴木 芳和
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1-21 代表取締役 鶴羽 樹 他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成 27 年 3 月 16 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,909 平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 68 台
- 7 駐輪場の収容台数 60 台
- 8 荷さばき施設の面積 100 平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 9.6 立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 8時から翌0時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 7時30分から翌0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 平成 26 年 7 月 15 日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
 - (2) 縦覧期間 平成 26 年 7 月 25 日から平成 26 年 11 月 25 日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 26 年 11 月 25 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1